

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	特別児童扶養手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和6年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、認定請求や各種届出の受理、神奈川県への提出等の事務を行う。 厚木市は、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律の規定(以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1 特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査等に関する事務 2 特別児童扶養手当証書に関する事務 3 未支払の手当の請求の受理、審査等に関する事務 4 手当の額の改定の請求の受理、審査等に関する事務 5 各種届出の受理、審査等に関する事務 6 公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務
③システムの名称	宛名管理システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号及び別表2、66の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 こども未来部 子育て給付課 こども家庭支援係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2241

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども未来部 こども家庭課	こども未来部 子育て給付課	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長	子育て給付課長	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市総務部 文書法制課 情報公開係 TEL046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市こども未来部 こども家庭課母子支援係 TEL046-225-2241	厚木市 こども未来部 子育て給付課 ひとり親 家庭支援係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2241	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年7月18日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	情報ネットワークシステムによる情報連携実施による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成29年7月18日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第7項及び別表第2、66の項	事後	情報ネットワークシステムによる情報連携を実施するため変更したものであり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	厚木市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	厚木市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	文言の誤りを修正したものであり、重要な変更には該当しない。(特定個人情報ファイルの取扱いに当たりが重複していたため削除した。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て給付課長 柏木 毅	子育て給付課長 柏木 浩	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て給付課長 柏木 浩	子育て給付課長	事後	様式変更に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	IIしきい値判断項目 1対象者人数 いつの時点の計数か 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年6月30日時点	平成31年2月1日時点	事後	計数の時点変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7項及び別表第2、66の項	番号法第19条8号及び別表第2、66の項	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年1月6日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	表計算ソフト 宛名管理システム	宛名管理システム 中間サーバー	事後	不足していたシステム名称を追加で記載したものであり、重要な変更には該当しない。
令和4年1月6日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表2、66の項	番号法第19条第8号及び別表2、66の項	事後	不足していた根拠を追加で記載したものであり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月6日	IVリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	特に力を入れている	事後	内部監査に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年1月6日	IVリスク対策 8 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	監査の実施状況を更新するものであり、重要な変更には該当しない。
令和4年7月7日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	厚木市 こども未来部 子育て給付課 ひとり親家庭支援係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2241	厚木市 こども未来部 子育て給付課 こども家庭支援係 住 所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2241	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年1月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、認定請求や各種届出の受理、神奈川県への提出等の事務を行う。 厚木市は、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律の規定（以下「番号法」という。）に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1 特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査等に関する事務 2 特別児童扶養手当証書に関する事務 3 未支払の手当の請求の受理、審査等に関する事務 4 手当の額の改定の請求の受理、審査等に関する事務 5 各種届出の受理、審査等に関する事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、認定請求や各種届出の受理、神奈川県への提出等の事務を行う。 厚木市は、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律の規定（以下「番号法」という。）に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1 特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査等に関する事務 2 特別児童扶養手当証書に関する事務 3 未支払の手当の請求の受理、審査等に関する事務 4 手当の額の改定の請求の受理、審査等に関する事務 5 各種届出の受理、審査等に関する事務 6 公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和4年11月1日 時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和4年11月1日 時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正